

4項目の意見付け答申

一関市個人情報保護制度審議会（小梨浩子会長、委員10人）は8月8日、市役所本庁で第4回審議会を行い、個人情報保護制度の見直しについて浅井市長に答申しました。市では、この答申を受けて条例案を策定、市議会へ提案し、議決を受けた上で19年4月からの施行を目指すこととしています。



浅井市長に答申書を手渡す小梨会長（右）

開示、訂正および利用停止など▽不服申し立て▽公文書公開の見直し—などについて慎重に審議を重ね、その結果を「個人情報保護制度の方向性」としてまとめました。
なお、答申には次の4項目の意見が付けられました。
1 個人情報の保護の対象から「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を除く場合は、明らかに事業活動に関する情報であると区分できる場合とし、個人の私的な生活と密接に関連し、区分することが困難な情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益の保護のため、判断に十分留意されるよう要望します。
2 近年、個人情報を含む電子データの持ち帰り等により、個人情報がインターネットを通じて流出してしまうケースが後を絶たない状況であることから、特に電子データの管理については、漏洩防止等の対策に万全を期されるよう要望します。
3 個人情報の保護については、職員意識が大切であることから、共通理解の下に個人情報を取り扱われるよう運用マニュアルを作成す

るとともに、職員研修を実施するなど、個人情報保護を預ける住民等から信頼される保護体制を確立されるよう要望します。

4 個人情報保護法の施行により、個人情報保護意識のあまり、情報の出し渋りなど過剰反応ではないかと思われるケースが見受けられ、地域コミュニケーションが成り立たなくなるおそれがあることから、個人の権利利益を保護する一方、個人情報の有用性に配慮し、市民の視点に立った情報の提供や公開を進めるとともに、住民等への制度の趣旨の周知に努められるよう要望します。

答申を受け、浅井市長は「お忙しい中慎重な審議を賜り、心より感謝申し上げます。今後はこの答申を最大限尊重して条例案の策定に当たり、議会に提案する。条例制定後は今まで以上に個人の権利利益を保護しながら、行政運営に努めてまいりたい」と語りました。

◎問い合わせ先
本庁総務課法規文書係
☎082221

全国地ビールフェスティバルin一関

4350杯をぐびっ！

9回目となる「全国地ビールフェスティバルin一関」は8月18日から3日間、一関文化センター前広場で催されました。会場には全国各地の地ビールや焼き鳥、フランクフルトなど

の販売テントがずらり。天候にも恵まれて、46都道府県、57銘柄の地ビール合わせて4350リットル（大ジョッキ換算で約6200杯）が飲み干されました。地ビール愛好家グループで訪

れたという東京の男性（31）は「これほどの規模は全国最大級。いろいろな中から自分好みの味を見つけるのも楽しみ」と語り、グループの前にはコップの山が築き上げられていました。



色も味わいもバラエティ豊かな地ビールを飲み比べ、会話が笑顔も弾みます



ステージではバンド演奏のほか、じゃんけん大会によるプレゼントも行われ、会場を盛り上げました

世界遺産を目指して

世界遺産に登録するための要件

世界遺産に登録するための要件は、大きく次の三つに分けられます。一つ目は、顕著な普遍的価値があることです。顕著な普遍的な価値とは、「国家間の境界を超え、いつの時代でも、人類全体にとって共通の重要性を持つ素晴らしい価値」のことをいいます。

- #### 自然遺産の登録基準
- ①生命進化の記録や地球の記録の顕著な見本である。
 - ②地球で進行中の生態学的、生物学的過程の顕著な例である。
 - ③美観的に優れた自然現象または地域である。
 - ④絶滅の恐れのある種を含む野生状態の保全のため、特に重要な自然生息生育地である。

- #### 文化遺産の登録基準
- ①創造的才能を表す傑作である。
 - ②建築物や技術の発展に関する重要な交流を表している。
 - ③現存する、または消滅した文明の証拠である。
 - ④建築様式や優れた景観の優れた見本である。
 - ⑤ある文化を代表する伝統的な集落や土地利用を表している。
 - ⑥顕著で普遍的価値を持つ出来事や芸術等と明白な関連がある。

世界遺産の登録基準

二つ目は、世界遺産の登録基準を満たしていることです。その基準は左上の表のとおりで、このうち一つ以上の基準を満たしていることが必要です。
「平泉—浄土思想に関連する文化的景観」は、文化遺産の登録基準の③④に該当し、骨寺村荘園遺跡は⑤に該当します。そして三つ目は、将来にわたって遺産の保護管理措置があることです。保護管理措置とは、「国の法律によって保護されている」「景観を守るための計画や条例が制定されている」「遺産を守っていくための計画が定められている」ことです。骨寺村荘園遺跡は、文化財保護法により、国史跡指定と重要な文化的景観に選定され、また、市の景観条例は本年4月から景観計画とともに施行されています。さらに、遺跡の保存については、「史跡骨寺村荘園遺跡保存管理計画」と「一関本寺の農村景観保存計画」が3月に定められています。

◎問い合わせ先
教育委員会文化振興課
☎06595

地域の豊かな伝承芸能を堪能

かがり火神楽

ふるさとで守り育てている神楽を楽しむ「かがり火神楽」は8



月15日、厳美公民館前庭を会場に催されました。かがり火がたかれる中、鶏舞や「岩戸入り」、源義経ゆかりの演目として「東下り」「屋島合戦」が、地元3団体により時に勇ましく、また切なく演じられました。訪れた人たちは、盛んに拍手を送りながら、お盆の夜のひとときを楽しんでいました。

両磐民俗芸能祭

第3回両磐民俗芸能祭は8月20日、平泉町の平泉郷土館で開催されました。両磐地区文化祭（両磐地区芸術文化団体協議会主催）として3回目を数える今回は、市内6団体と平泉町・藤沢町から各1団体の合わせて8団体が出演。神話や源平の世などを題材とした、地域で受け継がれている神楽、権現舞などを表情豊かに演じ、会場を埋めた観客から盛んな拍手が送られていました。



小教盛法重丸が亡き父平教盛の魂と念願の対面を果たす「法重丸」